

【2023年4月5日発行】

■ 人事労務マガジン／定例第151号 ■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省 Twitter・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 Twitter>

- 手順1 Twitter アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://twitter.com/mhlwtwitter> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

<厚生労働省公式 Facebook>

- 手順1 Facebook アカウント登録してログイン
- 手順2 <https://www.facebook.com/mhlw.japan> をクリック
- 手順3 「フォローする」ボタンをクリック

【目次】

1. 「優良派遣事業者認定制度」令和4年度（後期）認定事業者のお知らせ
2. 就職氷河期世代の積極的な採用を考えている事業主の皆さまへ
就職氷河期世代の募集・採用について、特例期限を令和7年3月末まで延長します【再掲】

【厚生労働省からのお知らせ】

広報誌『厚生労働』4月号発売中！

【トピック1】「優良派遣事業者認定制度」令和4年度（後期）認定事業者のお知らせ

厚生労働省は、「優良派遣事業者認定制度」の令和4年度後期の認定において、過去に認定を取得した派遣事業者の更新も含めて、26社（新規認定3社、更新認定21社、再取得認定2社）を認定しました。

【認定事業者の一覧はこちら】

令和4年度（後期） 認定事業者のお知らせ

<https://yuryohaken.info/7650/>

<派遣事業者の皆さまへ>

この制度では、労働者派遣事業に関する法令を遵守しているだけでなく、派遣労働者のキャリア形成支援など、派遣労働者と派遣先の双方に安心できるサービス基準を満たした事業者を「優良派遣事業者」として認定しています。

認定を取得すると、認定証・認定マークが付与され、マークは企業の名刺・ウェブサイトなどに掲載し、企業の信頼度向上などに活用できます。

今後も、認定申請の受け付けを行う予定なので、認定取得に向けた積極的な取り組みをお願いします。

<派遣先事業者の皆さまへ>

この制度は、平成26年度から開始され、今年3月末現在、こちらのリンクに掲載（<https://yuryohaken.info/certification/>）の派遣事業者が「優良派遣事業者」に認定されています。これから派遣事業者を選ぶ際の判断基準の一つとしてご活用ください。

【制度概要、認定基準などの詳細はこちら】

優良派遣事業者認定制度ウェブサイト

<http://yuryohaken.info/>

【ご相談・お問い合わせ先】

厚生労働省委託事業「優良派遣事業者推奨事業」受託運営事務局

一般社団法人 人材サービス産業協議会（委託先）

・お問い合わせフォームもしくはメールをご利用ください

<http://yuryohaken.info/contact-form/>

yuryohaken@j-hr.or.jp

・電話でのご相談・お問い合わせ

03-6205-7388 受付：平日 10:00～17:00

【再掲】

【トピック 2】就職氷河期世代の積極的な採用を考えている事業主の皆さまへ
就職氷河期世代の募集・採用について、特例期限を令和 7 年 3 月末まで延長します

労働者の募集採用で年齢制限を行うことは原則禁止されていますが、現在、就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方に限定した募集・採用について、自社サイトでの直接募集や求人広告等の活用を可能とする特例が認められています。

この特例期限を令和 5 年 3 月末から令和 7 年 3 月末へ延長しました。

延長に伴い、対象の就職氷河期世代は以下のとおりです。

【令和 5 年 3 月まで】：35 歳以上 55 歳未満

【令和 5 年 4 月以降】：昭和 43 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までの間に生まれた方

※上記の変更は、令和 5 年 4 月 1 日以降に募集・採用を行う新規求人が対象です。

（3 月末までに提出した求人については差し替えの必要はありませんが、4 月以降に当初の募集期間を延長する際には年齢表記の変更が必要です）。

※対象年齢以外の要件は変更ありません。

- ・ 正規雇用の経験が少なかった方などが対象になります。
- ・ 期限の定めのない労働契約締結を目的とし、また、職業経験不問とする必要があります。
- ・ ハローワークにも同一内容の求人を申し込みいただく必要があります。

【労働者の募集・採用時の年齢制限禁止に関するパンフレット・QA はこちら】

募集・採用における年齢制限禁止について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/topics/tp070831-1.html

ご不明な点は、ハローワークまでお問い合わせください。

【厚生労働省からのお知らせ】

毎月1日発行の広報誌「厚生労働」では、厚生労働省の施策などを分かりやすく解説・紹介しています。

■特集「超高齢社会と人手不足で急増中 あなたと家族の職場での『ケガ』を防ぐ！」

2022年6月、厚生労働省は「労働災害」防止の取り組みを進める活動体「SAFE (Safer Action for Employees) コンソーシアム」を設立しました。その背景には、過去10年以上にわたる、職場での「転倒」や「腰痛」などを中心とした「労働災害」の増加があります。この特集では、「SAFE コンソーシアム」の取り組みの全容と職場での「ケガ」を防ぐ企業・団体の取り組みを紹介します。

特集のほかにも、副業・兼業を実践している方に、本業と両立させるコツやメリットをインタビューする連載企画「人生を広げる Side Business」など、人事労務担当者の方にもご覧いただきたい情報を掲載しています。

【最新号目次】

広報誌「厚生労働」2023年4月号

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202304.html

※一部記事はウェブサイト上で閲覧可能です。

▽▼ 現在の雇用失業情勢 ▲△

3月31日に公表された、完全失業率は2.6%で前月に比べ0.2ポイントの上昇、有効求人倍率は1.34倍で前月に比べ0.01ポイント低下となりました。

【労働力調査（総務省）】

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

【一般職業紹介状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32158.html

★バックナンバー

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/merumaga_page.html

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク）

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>

- 編集：厚生労働省
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====